しかなく、法的裏付けのないものでは、利潤追求、営利優先の企業が問題にするわけがない―ということを事実で裏付けている。

また、右原子力安全委員会の基本的認識、前提の誤りも見過ごすことのできないものである。

即ち「一報告書」においては、その「（1）防災対策上の異常事態の態様とその対応」の項に、「原子力発電所等において放射性物質の大量放出があるか、またはそのおそれがあるような異常事態が瞬時に生ずることはほとんど考えられないことであり、事前になんらかの先行的な事象の発生及びその検知があると考えられる。（略）周辺住民に影響を与える、万一そのような事態になったとしても、これに到るまでにある程度の時間的経過があるものと考えられる」（甲３４号証の５）としている。

しかし、美浜２号炉事故では、最初の警報が発信してから５分後には細管が破断したとされており、一次系から二次系へ出た放射能が、主蒸気逃し弁から噴出したのは、破断から２４分後、警報からでも２９分後である。７８年１０月の伊方１号炉の放射能放出事故は、冷却水漏れが発見される前から一次冷却水が漏れ出ていたのであるから、外部への放射能漏出も早くから起きていた可能性がある。

また、チェルノブイリ４号炉事故では、操作員らが異常発生を気づいて制御棒落下ボタンを押してから爆発まで２０数秒足らずであり、この時、炉心上部の覆も、天井も吹き飛び、火山のような火柱が暗い空に吹き上がった。何らの科学的根拠も示さずに「異常事態が瞬時に生ずることは殆ど考えられない」と言ってみても、それは安全委員の「考え」にすぎず、厳しい現実とは何の関係もないし、安全委員の学問的能力の低さの証明になるだけでのものである。したがって、右の安全委員の現実からかけ離れた「考え」が原子力防災の前提になっている限り、実際の万一の事故の際に対応できる防災体制の準備はなしえないことも明白である。（以下次号に）

女川原発建設・運転差し止め訴訟で

仙台地裁が東北電力に文書提出命令

仙台地裁は、原告住民側が被告の東北電力に要求していた女川原発１、２号機の原子炉格納容器の強度設計資料と、保安規定の提出を３月１３日に命じ、東北電力は即時抗告したが、伊方１号炉訴訟最高裁判決の中の挙証責任論を引き継いだ最初の決定として注目される。

会計報告（'93.3/1～3/31）

収入	
会費	５、０００
ニュース講読料	６１、０００
コピー代	１３、０４０
計	７９、０４０
支出	
ニュース印刷代	３０、０００
郵送料	９、７３３
振替手数料	１、７２５
資料費	１４、５００
事務用品費	２２、６６０
ゼロックス・リース料	１０、３００
計	８８、９１８
差引	－９、８７８
積立金合計	２、１６８、８７３

伊方訴訟ニュース

第 236 号
1993年４月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル 藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

伊方原発で防災訓練
ことしも肝心の住民不参加のまま

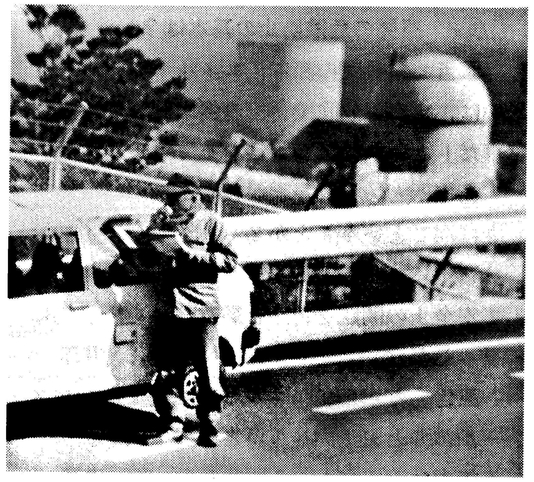

さる３月１７日、愛媛県は、ことしも伊方原発での事故を想定した防災訓練を実施。

同日午前８時１５分に、伊方原発で一次冷却水が漏れ、外部に放射能が流出したという想定。訓練には、県や伊方町はじめ、国、県の行政機関と、県警本部、八幡浜警察署、四国電力、それにＮＨＫや南海放送などの報道関係、合計１８機関が参加し、防災マニュアルのおさらいを目的にした訓練を実施。

前回と同様に、緊急時医療活動訓練も行われ、１０キロ圏内の３町の各地区長など３０人が「避難民」となって、放射能汚染検査や３人の医師による診断を受けた。しかし今回も、いざという時に逃げ惑わねばならない住民の参加はないままの訓練だった。

この訓練に対して、伊方原発反対八西連絡協議会の広野会長らは、伊方原発ゲート前でマイクを通して次のように厳しく批判し（「南海日日新聞」提供の写真参照）、伊方町や保内町でも街頭宣伝を行った。

「どんな避難計画を作っても原発事故の被害から逃れることはできない。伊方１、２、３号炉を撤去することこそ住民の安全を守ることだ。また、本当に、避難訓練が必要だと思っているのなら、守られる対象の住民の訓

２号炉第３９回公判
５月７日（金）午前１０時から
松山地裁大法廷

国側申請の垣見証人（原子力工学試験センター特別顧問）が「本件原子炉敷地の地質及び地盤の健全性」と「本件原子炉敷地への地震の影響」の二つについて國側の主尋問で証言する。１号炉訴訟でも登場した人物だが、伊方原発沖の音波探査や、地震などが示す活断層の存在をどう誤魔化すか、監視傍聴を！

練こそ必要で、住民不参加の訓練は全く理解できない」と。

それでも、他の原発立地箇所では例の少ない規模のもので、北海道や石川県などの６県から、行政や関連施設の担当者２６人も見学参加したという。

石川証人第２回反対尋問の内容

（その２）

原発の危険防止の基本は？

原告　主尋問の際に「エネルギーを出すものは、すべて危険で、その例は鉄砲弾や自動車だ」という趣旨の証言をしているが、原子力発電所と、自動車とか鉄砲とかの事故の重さは同じということか？

石川　エネルギーを持っているものはすべて安全上の問題を持つということを一般的に言っただけ。

原告　だから、エネルギーの量では、ピストルの弾と原子力発電所とでは、人を殺傷する能力は違うでしょう。

石川　人が死ぬことを直ちにエネルギーの量と比例するとかいったものではないが、危険については、もちろん違いはある。

原告　原子力発電所の潜在的な危険を顕在化させない基本は、放射能を外部に出さないとの証言だが、放射能を無害なものにするというのが一番大切な話じゃないのか？

石川　放射線とか放射能をなくすということは、私は勉強していないが、それは無茶な要求だと思う。安全審査についての証言とは全く関係ないことなので、まあ、科学夢物語として、お酒でも飲みながら話しましょう。

原告　研究なり開発なりはあるのか？あるいは、永久にできないということか？

石川　個人的には、無理だと思う。

原告　でも、放射能が無害になったら原発の危険性はなくなるだろう？

石川　完全には不可能だが、放射能を原子力発電所内にできるだけ閉じ込め、半減期の短い放射能は、その減衰によって無害にしている。

原告　放射能の害を消せないのなら、人体に現われた害を治す薬はあるのか？

石川　私は工学者ですから、お医者さんか放射線の専門家に聞いてほしい。

原告　そういうことは安全審査では？

石川　それは、やっていない。

低線量の被ばくについて

原告　この間、フランスからプルトニウムが運ばれてきたことは知っているか？

石川　知っている。

原告　アメリカ初め３０数カ国が反対したということは？

石川　知らない。

原告　プルトニウムは自然界には？

石川　存在しない。

原告　主としてどこで生産されるか？

石川　原子力発電所の中の原子炉で。

原告　伊方２号炉が１年間運転したらどれぐらい生産されるか？

石川　計算したことはない。

原告　安全審査では？

石川　逐一計算することはやっていない。

原告　使用済燃料は１年間で？

石川　大体２０トン弱。

原告　プルトニウムの毒性については？

石川　証言できるほどの知識はない。

原告　１ｇで１００万人も致死量があるということだが。

石川　そういうことを読んだことはある。肺の中に吹い込むという条件付きで。

原告　半減期は？

石川　正確には覚えていないが相当長い。

原告　半減期というのは毒性が半分になるということ？

石川　毒性というのが化学的な影響のことか放射線的なことかよく分からない。

原告　プルトニウムは伊方２号炉では、１年間に約１５０Kg生産されるのでは？

石川　原子炉の中では、プルトニウムはできる一方で核分裂していくので、生産量といっても答えられない。

原告　使用済燃料の中には？

石川　前提となる条件が分からないと。

放射線被ばくについて

原告　主尋問の際にＡＬＡＰという云葉を使ったが、それはどこから？

石川　ＩＣＲＰで使われていると記憶している。

原告　ＩＣＲＰというのは公的な機関？

石川　そうは聞いていない。

原告　医者を放射線の被害から守るために設立されたと聞いているが？

石川　そのように理解している。

原告　いつ設立されたか？

石川　知らない。

原告　１９５４年に初めて一般的に暫定的な線量限度を勧告したということだが？

石川　覚えていない。

原告　１９６５年の勧告の中で、公衆は放射線作業者と違って、被ばくする、しないの選択の自由はない、と書かれているが？

石川　知らない。

原告　この勧告は間違っていないか？

石川　証言はできかねる。

原告　子供、女性、大人とかによって被ばくの影響は違ってくるのに、ＩＣＲＰではひとまとめにしているのでは？

石川　そうだったと思うが、批判するほどの知識は持っていない。

原告　国側の証拠の中で、東大の吉沢教授が「許容線量以下なら絶対安全、というのは誤解」と書いているが、間違っていないか？

石川　間違いかどうか、批判できるほどの知識は持っていない。

原告　さらに、國側の証拠の中で、菅原という人が、子供とか女性、特に妊婦、とかによって、被ばくの影響が違ってくる、ということを書いていることについては？

石川　反論できるほどの知識はないが、ここにある線量というのは低線量でなく、随分高い線量ではないか？

原告　じゃあ高線量でもいいが。

石川　一般的にそのように言われていることは知っているが、専門家でないので。

原告　安全審査では？

石川　伊方の審査で専門家が議論したかどうかは証言しかねるが、当然、放射線の基準を作る時には議論している。ただ、低線量というのは間違いではないかと思ったので。

原告　それでは被ばく低減とは何ミリレムか？

石川　できる限り減らすということで、何か、これ以下という線があるのではない。

原告　じゃあ高線量とは？

石川　恐らくレントゲン若しくはその１０倍ぐらいだろうと。

原告　さっきの証拠には、それ以下のことが書いてあるので読んでおいてほしい。

ところで、甲４０号証にあるように、文部省も小、中学校でのＸ線検査をやめたが、知っているか？

石川　聞いたような気がする。

原告　この決定は正しいと思うか？

石川　個人的な感想としては結構なこと。

原告　これは一言で言うと、放射線は浴びないに越したことはないということ？

石川　人工的な放射線は一応浴びないようにするということ。非常に低い線量については影響がよく分からないから。

原告　Ｘ線検査１回の線量は高線量？

石川　このごろは少ないだろう。

原告　低線量ということだろう。ところで本件安全審査の放射線基準は、ＩＣＲＰの勧告を基にしていることは間違いないか？

石川　間違いない。

原告　ＩＣＲＰのメンバーに、医者や放射線を使っている科学者以外の、法律家とか人権問題を研究している学者とか、社会科学者などはいないのか？

石川　知らない。

原告　あとで証拠として出す本に、ＩＣＲＰに学者や医者しかいないのはおかしい、という指摘があるが、そうしたことは安全審査では問題になったか？

石川　伊方に限るとない。しかし、専門家の集団の決定は極めて正しいと思う。それをどのように一般社会に応用していくかというところに社会科学関係の人が入っていくということはあるとしても。

原告　それなら政府の審議機関などには？

石川　安全基準部会にも入っていない。しかし、ＩＣＲＰの勧告の問題点などについては、事務局などでも検討されていると思うがはっきりしたことは証言できない。

原告　私たちの生命や健康を侵す問題は、人権を侵す問題だから、当然、法律家なども関与すべきでは？

石川　本件の証言とは、全然関係ないように思う。

原告　いま示した甲号証には、米国のＮＲＣは１レムの価値を千ドル、つまり、一人の生命を百万ドルと勘定したり、米国のＩＣＲＰ委員のひとりは、一人の生命を１万ないし２万５千ドルと見積もった、ということが書かれているが、こうした論文は安全審査委員会で問題にはならなかったか？

石川　米国では、常にこういう考え方が出てくるということで話題にはなった。日本では取り入れていないが。

原告　それでは、ＡＬＡＰというのは、社会的、経済的な要因を考慮して、ということだから、どういう意味なのか？

石川　経済的や技術的なことも考慮に入れて、できる限り低くしなさいということ。

原告　社会的、経済的余裕を考慮した上でという考え方を聞いている。

石川　審査会というより、線量目標値を定める指針で、日本の場合は、１年間で５ミリレントゲンという目標値をきめ、実績ではそれの約５０分の１ぐらいに押さえている。

原告　ＡＬＡＰの解釈を尋ねている。

石川　いま言ったとおり。

原告　ＡＬＡＰをきめたＩＣＲＰは公的機関でないとすると、そのお金はどこから出ているのか？

石川　証言する話でないし、知らない。

原告　シュバイツアーが、最初にＩＣＲＰが許容量をきめた時に、誰がそんなことをＩＣＲＰに許容したのかと怒ったことは？

石川　知らない。

原告　レントゲンを受ける我々に許容量を勧告したのは、設立の５２年後だが。

石川　それも知らない。

原告　安全委員会の中で、被ばくは人権問題だということは審議されていないのか？

石川　そんなことはない。現在の線量限度は自然の放射線の変動レベルの中に入っているので、私はその影響があるとは思っていない。伊方の審査では、ルールがきまっているからそういうことは審査していないが、安全委員会では、専門家集団が議論を交わして線量目標値をきめており、私は十分だと思っている。

原告　人権問題まで含め、すべてを科学者だけできめるのは正しくないと思う。

國側の準備書面には、「ごく微量とはいえ周辺環境に放出される」と書いてあるが、「ごく微量」とはどれほどか？

石川　二つの数値が言える。ひとつは、ＡＬＡＰに基づいた線量目標値１年間５ミリレントゲン、もう一つは、法律的にはっきり許容量と書かれた１年間５００ミリレムという数字。

原告　はっきりきまった量でないということ？

石川　そういうことだ。

（以下次号に続く）

原告準備書面

大事故は必らず起こる

ー原子力災害から住民を守る審査を行わず

これを正当とした本件許可処分の違法性ー

（１９９２年２月１３日提出）

（その６）

はじめに

（一）世界有数の我が国の人口密度を更に上回る伊方町に広島原爆の５００倍の放射能を抱える原子炉設置を許可したことは暴挙以外の何物でもない。

（二）万一の事故に際して、防災、避難計画等について、全く審査せず、それを正当として成された許可処分についての原告の指摘と主張。

（三）防災対策などは審査の対象ではないとして、災害対策基本法で別途措置されることになっていると主張する被告

（四）原子力災害と台風や地震の自然災害を同列にしている災害対策基本法および施行令

（五）被告は、放射能災害を法で「災害」と認めているのに、放射能災害に対応する実効ある防災対策が策定されないことを知りながら、本件２号炉許可処分を行った。

（六）被告が自然災害と原子力災害の違いを認め、初めて原子力防災対策を策定したのは本件許可処分より３年２ヵ月後であった

（七）本件許可処分が成された時には、立地町の伊方町にすら、原子力防災計画は影も形もなかった。

（八）原子力の防災計画の整備を図り、万一の場合に備えて普段から準備が必要である－

と、明記した原子力安全委員会報告書
（九）電力会社が歯牙にもかけない「一報告書」
（十）今度、こんな事故起こしたら若狭から出ていけ。
（十一）事故隠し、通報遅れ常習犯の本件２号炉設置申請者
（十二）労働者の大量被ばく、核燃料管損傷事故をヒタ隠しにした四電
（十三）百倍の放射能漏れでも運転強行が当たり前の四国電力
（以上は前号までに記載ずみ）

（十四）県への通報より、社長演説の準備が優先する四国電力
ー伊方原発の真下に活断層が在ることを実証した昨年１月の地震ー

１９９１年１月４日未明、我々原告が住む八西地域は、「ドドーン」と下から激しく突き上げられる地震に肝を冷やした。フトンから飛び起きて「次の揺れは来るのか」と座っている間に、真っ先に頭に浮かぶのは、「伊方の原発はどうなっているか」という不安であった。縦揺れが強く、ほとんど同時に横揺れがきたということは、震源地はかなり近いということだ。

原子炉本体の破損に到らなくとも、ＴＭＩ、チェルノブイリ、美浜の各例でわかる通り、ごく端っこにある部品やバルブなどのトラブルをきっかけとして大事故に到るのであり、美浜のように、何の外形的衝撃や事故なしに、平常運転の中で、細管破断ー原子炉での冷却水沸騰ーという事態にいとも簡単に進行するのが原発である。したがって、飛び抜けて大きな振動でなくとも、ある程度の振動で、どこかにトラブルが発生すれば、それをきっかけに大事故に到る恐れは十分にあるからである。

後に、この地震の震源は、伊方原発から１キロほどしか離れていない直下地震で、マグニチュードは５．２であったことがわかった。まさに原発直下に活断層が在るのである。被告が、伊方原発周辺には活断層はないとする主張は、この一回の地震だけで完全に崩れ去った。

即ち、地震は断層のズレによって発生するーというのは、原告が被告に行っている「地震の発生は何によってもたらされると判断しているか」（１９８３年２月２８日付け求釈明）に対して、「地下深い所の岩石の歪みの破壊による」（被告書面（１９））と、「断層」の字句を使用しないことによって、本件原発直下、直近で発生する地震と活断層の関係を消し去ろうと逃げ回る被告のゴマカシにもかかわらず、最早、何人も否定できないものであるからである（甲３４号証の１４の１、同１４の２）。

誰もが「伊方原発はどうなったか」と不安を抱いていたにもかかわらず、当の四電は、その結果をどこにも知らせることもなく沈黙していた。ところが県は、前年１０月「地震発生時には異常の有無にかかわらず、原発の安全を確認するため、発電所側から県に結果を通報する」との申し合わせを行ったばかりだったのである。

地震発生から５時間半すぎても四電から何の音信もないのにたまりかねた原発担当の県交通消防課では、逆に同課が電話で四電に安全を確認するという、申し合わせとはアベコベの事態になった。この通報遅れどころか、

通報無視の理由について、伊方原子力発電所の河野芳弘総務課長は、「正月休み明けで、社員は社長の年頭所感を述べるテレビ中継の準備や建物の点検に忙しく、異常がなかったので、仕事が落ち着いた後に連絡しようと考えていた」（甲３４号証の１５、２月９日付読売新聞）と弁明。四電にとっては、県や県民への安全確認の通報より社長の演説を聴く準備の方がはるかに優先する仕事であることを明言しているのである。

（十五）原発建設現場で相次ぐ死傷事故と通報遅れ
ー速やかに通報を、と八幡浜警察署が異例の申し入れー

四電は、原告や地域住民の反対、不安を無視して、本件２号炉隣接地に、さらに３号炉の建設を強行している。自ら、伊方町、愛媛県との間で結んだ安全協定の中で、「伊方立地は２号炉まで」と公約しながら、平然と破り捨てて増設を図り、その上、８６年４月２６日のチェルノブイリ４号炉爆発事故に対して、原子力安全委員会の一番初めの会合の席上で「増設してもよい」との決定を出したという笑い話にもならないいわくつきの原子炉である。この建設現場で、昨年８月末から９月中旬にかけて３回の労働災害事故が連続して発生。４人が死傷した。四電は最初の死亡事故直後、特別安全診断チームなるものを設置、野中広原子力本部長らが仰々しく現地視察する光景をＰＲにこれつとめた。

しかし「仏造って魂入れず」の形ばかりのアリバイづくりは、現実には何の実効もあげることはない。実際、この後に２件の事故が相次いで起きた。ところが四電は、事故原因の究明を迅速に行わねばならない警察に対して、この２度の事故とも、事故発生から２０時間以上も後に通報するという、あからさまな司法機関無視の姿勢をとったのである。しかも、この通報は、報道機関が事故を察知して四電や警察に問合せたことを知ってから、初めてあわてて通報するというもので、通報遅れではなく、事故隠しの疑いが強いものであった（甲３４号証の１６）。

このため、「四電や原発関係者には姿勢が甘い」と常日頃、原告や原発に疑問を抱く県民から指摘されている警察も、さすがにたまりかねて、伊方原子力建設所長を八幡浜警察署に呼び、署長自らが「通報の遅れは、捜査に支障をきたす。今後は速やかに通報を」と申し入れを行った。労災事故などにおいて、警察が事業者に対して通報遅れを公式に批判するのは、まさに異例中の異例の事態である（甲３４号証の１７）。

また報道機関も、この一連の労災事故発生と通報“遅れ”という事態を「住民を侮る四電の対応」だとして批判したのである（甲３４号証の１８）。

ちなみに、伊方原発では、最初の死亡事故の丁度１年前の同じ日に、放水口近くで作業に従事していたダイバー２人が死亡。先の３件目の事故から１１日後には、３号炉建設に伴う送電線架装工事中のヘリコプターが墜落、２人が死傷している。

右に見た通り、原子力安全委員会が８０年６月に作成した報告書において、いくら「異常事態の把握のためには原発施設者側からの状況報告が迅速かつ正確に国の関係機関、地元都道府県及び地元市町村に行わなければならない」と書いても、「報告」と「提言」で